

改正

昭和48年 7月 9日 条例第40号
昭和49年 7月23日 条例第44号
昭和50年 3月19日 条例第27号
昭和51年 3月31日 条例第36号
昭和55年 3月26日 条例第25号
昭和55年12月22日 条例第51号
昭和59年 3月22日 条例第21号
平成元年 3月22日 条例第56号
平成元年 7月 5日 条例第62号
平成 4年 3月30日 条例第31号
平成 5年 3月26日 条例第30号
平成 9年 3月21日 条例第47号
平成10年 3月24日 条例第36号
平成13年 3月23日 条例第32号
平成14年10月11日 条例第52号
平成17年12月20日 条例第110号
平成21年 3月24日 条例第44号
平成26年 3月25日 条例第67号
平成31年 3月15日 条例第57号

山形県工業用水道料金徴収条例をここに公布する。

山形県工業用水道料金徴収条例

(料金の徴収)

第1条 県は、県が設置する工業用水道施設から工業用水の給水を受けることについて、企業管理者（以下「管理者」という。）の承認を受けた者から、この条例の定めるところにより、工業用水道の料金を徴収する。

(料金の額)

第2条 料金の額は、次の各号に掲げる種別ごとに、それぞれ当該各号に定める額の合計額に100分の110を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

(1) 基本料金 管理者が承認した1日当たりの使用水量（以下「基本使用水量」という。）に、当該月（使用水量を確認する日（以下「検針日」という。）の翌日から次の検針日までの期間をいう。以下同じ。）の日数を乗じて得た水量を、別表の基本料金の欄に定める金額に乗じて得た額

(2) 超過料金 次に掲げる水量を、別表の超過料金の欄に定める金額に乗じて得た額

イ 記録紙を使用する量水器を用いる場合 当該月における各時間の超過使用水量（1時間ごとについて、当該時間内の最大流量をもつてその時間継続して使用したものとみなし、当該時間の使用水量から基本使用水量の24分の1を減じて得た水量をいう。）の合計水量

ロ 超過流量積算計付量水器を用いる場合 当該月における超過使用水量

ハ その他の量水器を用いる場合 当該月の使用水量から、基本使用水量に当該月の日数を乗じた水量を減じて得た水量

2 検針日の翌日から次の検針日までの間に、工業用水道の使用を開始し、中止し、又はやめたときの料金は、日割計算によるものとする。

(料金の減免)

第3条 管理者は、災害その他特別の理由がある場合は、料金の全部又は一部を免除することができる。

(料金の徴収方法)

第4条 料金は、企業管理規程の定めるところにより、1月ごとに徴収する。

(過料)

第5条 知事は、詐偽その他の不正の行為により料金の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科することができる。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

- 1 この条例は、昭和46年4月1日から施行する。
- 2 山形県工業用水道条例（昭和37年3月県条例第24号）は、廃止する。

附 則（昭和48年7月9日条例第40号）

この条例は、昭和48年8月1日から施行する。

附 則（昭和49年7月23日条例第44号）

この条例は、昭和49年8月1日から施行する。

附 則（昭和50年3月19日条例第27号）

この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則（昭和51年3月31日条例第36号）

この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則（昭和55年3月26日条例第25号）

この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則（昭和55年12月22日条例第51号）

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則（昭和59年3月22日条例第21号）

この条例は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則（平成元年3月22日条例第56号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成元年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前から継続して供給している工業用水に係る料金で、同日から平成元年4月30日までの間の最初の検針日に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成元年7月5日条例第62号）

この条例は、平成元年10月1日から施行する。

附 則（平成4年3月30日条例第31号）

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成5年3月26日条例第30号）

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成9年3月21日条例第47号）

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 平成9年4月1日前から継続して供給している工業用水に係る料金で、同日から同月30日までの間の最初の検針日に係るものについては、改正後の第2条第1項及び別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成10年3月24日条例第36号）

- 1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

- 2 この条例の施行の日前から継続して供給している工業用水に係る超過料金で、同日から平成10年4月30日までの間の最初の検針日に係るものについては、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成13年3月23日条例第32号）

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年10月11日条例第52号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成17年12月20日条例第110号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年3月24日条例第44号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の日の属する月に確認した使用水量に係る料金については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成26年3月25日条例第67号）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

2 平成26年4月1日前から継続して供給している工業用水に係る料金で、同日から同月30日までの間の最初の検針日に係るものについては、改正後の第2条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成31年3月15日条例第57号）

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

2 平成31年10月1日前から継続して供給している工業用水に係る料金で、同日から同月31日までの間の最初の検針日に係るものについては、改正後の第2条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表

種別	基本料金 (1立方メートル当たり)	超過料金 (1立方メートル当たり)
名称		
酒田工業用水道	30円	60円
八幡原工業用水道	30円	60円
福田工業用水道	30円	60円